

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○井林委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、日本政策投資銀行法改正案ということです、日本政策投資銀行法改正案といたいことだけですが、DBJの特定投資業務を再延長するための法案の審議とあります。

様々な論点はありますが、議論の出発点、これは、政府の中では、特定投資業務という名称からは分かれにくいんですが、特定投資業務というのは官民ファンドなんですね。特定投資業務は官民ファンドであるという認識、これに間違いないかどうか、通告していくませんが、大臣の見解をお願いします。もし答弁が難しいようでしたら、寺岡審議官でも結構です。

○加藤国務大臣 官民ファンドという定義というのがあるのかないのか、ちょっと私は承知しておませんが、この特定投資業務においては、半分が国から、そして半分は政策投資銀行の資金を使つてやつているものと承知をしております。

○階委員 じゃ官民ファンドなんですよ。これは

政府の会議体で、私は資料を入手していますけれども、官民ファンドの一覧表という中にこの特定投資業務を位置づけられているんですよ。

大臣も構成員かどうか分かりませんが、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議というのがありまして、第一回、平成二十五年、大分前ですけれども、当時は麻生財務大臣がメンバーでした。今そういうものはないですか。審議官でも結構ですよ。

○寺岡政府参考人 御指摘の官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議でございますが、こちらは、閣僚会議の方も開催され、具体的には幹事会において、先ほども申し上げましたが、各官民ファンドがそれぞれの成果、KPIなどを設定し、そうしたものが外部有識者も交えた検証が行われているという仕組みで進められていくということをございます。その中に、政策投資銀行の特定投資業務、これも中に入っているということでござります。

○階委員 確認させていただきました。官民ファンドに入っているんですよ。ですから、官民ファンドとして我々はこれを議論しなくちゃいけないと思っています。特定投資業務は官民ファンドであるということは、本法案は官民ファンドの設置期限延長法案とすべきものなんですね。

そこで、私としては、これを見ていただければ分かるんですが、さんざん苦労して出てきたのがこの金額だけの資料なんですね。金額の大きい順から並んでいます。これを見て、私は租特のときの適用実態調査を思い出しました。あれも金額だけで社名が明らかになつていない、これでは政策がゆがんでいるかどうか分からぬじやないかといつた経緯もありました。同じことが政投銀でも行われている。

官民ファンドで公的資金が注入される、そして我々はそれを監視する責任がある、私たちの求めに応えて全ての社名を公表する責任があると思ひますよ。地下社長、お答えください。

○地下参考人 お答えいたします。

実は、内容、社名については案件ごとに公表させていただいています。ただ、金額につきましては、確かに扱いとしては官民ファンド協議会で扱

我々は国政調査権を行使して監視する責任があります。

そこで、立憲民主党の財政金融部門の責任者であります私から、特定投資業務でどういった先生に幾ら出資したのか、これは、政投銀の側に何度も依頼してようやく出てきたのが一ページと二ページ目の資料でございます。皆さんのお手元にある資料を御覧になつてください。

一ページ目は、特定投資業務で投資した全件のリスト、これの一枚目だけ抜粋したものです。二枚目、特定投資業務の投資先で、イグジット、すなわち資金回収まで終わった先のリスト、これは四十六件です。

そこで、私としては、これを見ていただければ分かるんですが、さんざん苦労して出てきたのがこの金額だけの資料なんですね。金額の大きい順から並んでいます。これを見て、私は租特のときの適用実態調査を思い出しました。あれも金額だけで社名が明らかになつていない、これでは政策がゆがんでいるかどうか分からぬじやないかといつた経緯もありました。同じことが政投銀でも行われている。

官民ファンドで公的資金が注入される、そして我々はそれを監視する責任がある、私たちの求めに応えて全ての社名を公表する責任があると思ひますよ。地下社長、お答えください。

○地下参考人 お答えいたします。

実は、内容、社名については案件ごとに公表させていただいています。ただ、金額につきましては、確かに扱いとしては官民ファンド協議会で扱

われておりますけれども、ほかの専業の株式会社と違いまして、私どもは金融機関としての顧客網をベースに対応とさせていただいておりますので、

従来、慣行上、やはり、お取引先から情報をいただくときに守秘義務契約を結び、ただ、これは特定投資の場合に名前は出させてくださいねということで対応させていただいております。守秘義務が外れますのは、監督権限を確かに行使されるときとか、捜査を受けたときというのは例外規定になつてございますけれども、やはり、ビジネスマナーとしまして、なかなか個別の金額はお答えしづらいところがあります。

ただ一方で、資料でお配りいただきましたように、何も出さないと何か隠蔽しているんじやないかということなので、こういう一骨一骨の粒度の分かるような資料、こういうものはお求めに応じて適宜開示してまいりたいというふうに考えてございます。

○階委員 最初に確認させていただいたとおり、官民ファンデンドなんですよ。

先日、ちょうど業務を完了した I N C J という官民ファンデンドがありますね。そのホームページを見ると、全て、投資先名だけではなくて、投資金額まで開示されていますよ。政投銀も、官民ファンデンドの業務をするんだつたら、それを開示すべきでしよう。当たり前のことを私たちは求めているんですよ。なぜそれができないんですか。

そして、さつき言つた、守秘義務契約のことをおつしやつていましたけれども、私、政投銀の方からそのひな形を入手しました、三ページにつけ

ておりますので、見てください。

第二条は、守秘義務契約、秘密保持義務ともいいますけれども、秘密保持義務の例外ということです、（2）「法令の定め又は監督官庁、裁判所その他の公的機関若しくは自主規制機関の命令等に従い、必要最小限度において開示する場合。」

私は、国会はもちろん公的機関に当たりますし、自主規制機関の命令等と、命令等となつてますね、この等の中には当然、我々、国権の最高機関である国会の国政調査権、これに基づく資料提出要求も含まれると考えております。含まれないというのでしょうか。私は納得できませんので、その点の見解をお尋ねします。

○地下参考人

お答えいたします。

I N C J の場合は全件、金額を開示されているということです。I N C J と私どもの違いとしましては、私どもは、I N C J 様のよう、官民ファンデンドのみをやる機関として設立されたわけではなくて、本来であればビジネスをやりながら、今、政府は株を保有していただいておりますけれども、いずれ将来はそれを売つていくというビジネスモデルを同時に展開していると思います。

なので、特定投資以外の通常業務というのも非常に重要だと思っておりますので、その場合、金額まで出してしまって、従来のお取引先との関係がやはりかなり毀損するというふうに考えてござりますので、私ども自体はなるべく開示の努力を進めの方で、どの会社さんも、やはり我々、特定投資の場合、劣後ローンという形態もあります

し、様々な形態があります。それと、やはり I N C J 様との違いとしては、同業他社をいろいろ抱えておりまして、それぞれライバル関係にあるんですね。そういうところはやはり、こここの会社がこういう金額を D B J から調達しているというのは、競争上機微に触れるというのは、非常に気にされますので、やはり通常のビジネスと併せてもつてやらせていただいているところで、その辺りの事情を勘案いただけないかと思つてございます。

その代わり、国政調査権……（階委員「質問に答えて。守秘義務契約の解釈がおかしいんじやないか」と呼ぶ）守秘義務契約の解釈は、これは恐縮ですが、私どもの認識としては、これは特定投資以外の案件もこういう契約でやつております。

その場合、私どもが説明しておりますのは、この自主規制機関云々は、例えばインサイダー取引で証券等監視委員会から資料開示を求められたときとか、まさに不祥事を起こして捜査を求められたとき、それぞれ守秘義務を持つていらっしゃる官署に対しては開示しますよと。なので、世間一般には開示はされませんのでということで運用しておりますので、そういう契約慣行だということで、決して国政調査権を無視しているわけではございません。

○階委員 やはり納得できなくて、まず、そもそも情報開示ができないのに、官民ファンデンドを担う資格はあるのかということですよ。やめたらどうですか。公的資金を入れている以上は、さつき言つた、行政を我々は国政調査する責任があるん

ですよ。それに応えられないんだつたら、こんな情報も出せないんだつたら、もはや、特定投資業務を担う資格がないということで、やめられるのが筋だと思いますよ。いかがですか。

○地下参考人 お答えいたします。

大変厳しい指摘だと思います。ただ、私どもとしては、やはり、従来の業務の中で我々の機能を国にうまく活用していただくというのが役に立つすべだと思つてございますので、できればこの特定投資業務を適正に運営してまいりたいですし、その代わり、先ほど、機微に触れる情報以外は極力明らかにしてまいりたいと思います。

○階委員 我々、政府系金融機関が過去に不祥事を起こした例と、いうのも目の当たりにしています

よ。商工中金、あそこは融資の書類を改ざんして、そして融資を実行していたというのがありましたね。日本政策金融公庫、こちらは与党議員が口利きをしてコロナ融資を実行していたというのもありますね。そういう事例もあるから、私は、同じ政府系金融機関である政投銀がちゃんと業務をしているかどうか、しっかりとチェックしていくといふんですよ。

その上で、具体的な例を一つ、二つ挙げていきますね。

お手元の資料の一ページ目、これは全件リスト。一番上の企業、金額が大きい順に並んでいますが、この一番目の企業は二番目以下を大きく引き離して断トツに大きい金額ですよ、二倍ぐらいの金額、千八百億あるわけですよ。これはどこか教えてください。

それでもう一つ。二枚目です。これは先ほど申し上げましたエグジット済みのリスト。これは、金額が一番大きいものが上なんですが、損失も一番大きくなっているんですよ。ほぼ全額損失ですよ。三百四十億投資して三百三十三億損が出てい

る。これはどこなのか。今は時間がないので、取りあえずこの二つ、どこなのか開示してください。

○地下参考人 二点御質問いただきました。

ちょっとそれぞれについて答えるよりも、まず一点目は、まさにオンラインでございますので、属性について御説明させていただきます。

○階委員 お答えいたします。

半導体関係の会社で、資金使途は北上工場の新設といったようなものになつてございます。半導体関係でございますので巨額の投資が必要でござりますので、必然的に金額が最も大きくなつたということです。

二点目については、これは、実は破綻した、一旦破綻して今再建中の会社でございますので、確かに先生としても非常に気になるところだと思ひますので、個別に協議をしてまいりました。

これは今、マレリという会社でございます。埼玉に本拠を置く会社で、旧カルソニックカンセイという部品メーカーが、ヨーロッパのマニエツティ・マレリを統合することによって世界有数の部品会社になろう、そういう壮大な志に、我々も種類株とということで応援したものでございます。

以上でございます。

○階委員 なぜ急に個別名を明かしたんですか。

どうせ隠しても、私が調べて分かっていると思つたから答えたんでしよう。

一つ目の半導体は、キオクシアといつて、私の地元の企業で、知っていますよ、私は。

もう一つは、今日の資料の四枚目に、D B J ニュース、を見ると特定できたので、私はもう知つていて聞いているというのは当然察して、言われる前に答えようということだったんだと思うんですねけれども、ここで答えられることは、ほかの企業も含めて個別名を明かしてもいいということなんじやないんですか、ここで答えられるということは。どうですか。

○地下参考人 お答えいたしました。

実際、ちょっと私も踏み越えたお答えをしてしまったのかも分からんんですけど、やはり通常、業務においてお客様との信頼関係の維持というのは最も重要なと思っておりますので、その際に、金額については機微に触れるのでお出ししないというのが我々のビジネス上の慣行となつてございます。

何というんでしようか。これも、会社の方が自ら開示されているという話は対応できますので、マレリの件につきましては、資料があるというのはちょっと目に入つておりませんでしたけれども、会社側の資料で種類株を全額消却したということがございますので、もう事実上開示しているものということで、念のために御了解を取つて社名をお話ししたというものです。

以上でございます。（階委員「質問に答えてください。全部開示していいじゃないか」と呼ぶ

いや、それはちょっと、しかねると考えてござります。

○階委員 議論の出発点は官民ファンドだと申し上げましたよ。同じ官民ファンドなのに、INCJのところは全部開示している、ところが、政投銀の方はほかに取引があるから開示できない。果たして整合性は取れているんでしょうか。

私は、官民ファンドをやるのであれば、官民ファンドについてはちゃんと情報を開示すべきだということを言っているわけですよ。ほかの取引まで開示しろとは言っていないんです。それが間接的にであれ本業に影響を与えるとやうのであれば、むしろ官民ファンドをやめるべきなんですよ、政投銀は。INCJみたいに特別な会社をつくって、この目的に沿う官民ファンドをつくればいいだけの話なんです。

○加藤国務大臣 大臣、この点、どう考えられますか。

○加藤国務大臣 委員の、ちょっと、今の質疑の中で、この官民ファンド部分だけを開示をおつしやつておられるのか、いやいや政策銀行、過去こういう問題があつたからというおつしやられ方もしたので、どこがターゲットなのかという思いで聞かせていただきましたが、今の御質問ではいわゆる今回の特定投資業務部門ということを限定されているというふうに思います。

その上で、この半分は国から財政、産業投融資会計を介して出しているお金でありますから、そういう意味において、できる限り透明性を確保しろというのは十分理解するところでございます。ただ、他方で、委員も法律の専門家でいらっしゃる

やいますから、やはり、二者間でこうした契約を結んできている、これは民民の契約だと思います、そこは信義則として尊重しなきやならない、そういう意味で、それを踏まえて政策投資銀行からお話をあつたものだと思います。

その上で、じや、これから先の話として、それをどうするんだ。一つあるのは、特定投資業務の目的であるリスクマネーの供給が、現状、民間に任せていたのでは十分なされていない、これは共通の認識をしていただき、それは、何らかの形で進めていこうとすれば、やはり国が何かの形で関与しなければならない。じや、そのときにどこを使うのか。おつしやるよう、新たなものをつくる、これに対してもいろいろな御批判は相当いただいています。そして、今、基本に、いろいろな、特に金融としてやるべきノウハウがあるところを活用するというのは、それは一つの手であろうかと思います。

したがつて、その中で、今委員おつしやつたような透明性の確保というものを一方で求められている、しかし、それをいかに効率的に、有効的に、そして、我々の立場からいえば、新たな公的なものはできるだけつくらないという観点も含めて、そこのバランスがどう取れていくのか、ここの部分なんだろうなと思って、お聞かせをいただきました。

○階委員 お答えいたします。

プロセスとしては先生御指摘のとおりのことはあり得ると思いますけれども、私ども、従来、そういうことを想定しない中で特定投資を既にやらせていただいておりますので、後づけで開示を求めるというのは極めて難しいと思います。

先ほどのような破綻事例等で先方の開示によって事実上そこが公知の事実になつている部分は適切にやりますけれども、既存の部分の開示は、やはり我々のビジネス慣行上、極めて難しいというふうに考えてございます。

○階委員 努力はしないという結論だつたと思ひますね。それでいいですね。努力はしないんですね。もう一回答弁お願ひします。

○地下参考人 ちょっと、へ理屈のように聞こえてしまつて恐縮ですけれども……（階委員「結論だけで結構です」と呼ぶ）はい。個別のやつの努

めから融資を受けていかれるところの行動にどういう影響があるのかないのか、そういうたところはしつかり見ていかないと、結果的に、政策目的と、おつしやる透明性の両立というのはなかなか図れないんじやないのかな、そんな思いを持ちながら聞かせていただきました。

○階委員 じや、地下社長、守秘義務契約を盾に取つて開示できないと言うわけですから、官民ファンドを担つておられる責任として、取引先に対して了解を求めて、その上で開示する、つまり、守秘義務契約の変更契約を結ぶといったことによって開示可能になるわけです。そういうたた努力をするつもりはないですか。

○階委員 お答えいたします。

プロセスとしては先生御指摘のとおりのことはあり得ると思いますけれども、私ども、従来、そういうことを想定しない中で特定投資を既にやらせていただいておりますので、後づけで開示を求めるというのは極めて難しいと思います。

先ほどのような破綻事例等で先方の開示によって事実上そこが公知の事実になつている部分は適切にやりますけれども、既存の部分の開示は、やはり我々のビジネス慣行上、極めて難しいというふうに考えてございます。

○階委員 努力はしないという結論だつたと思ひますね。それでいいですね。努力はしないんですね。もう一回答弁お願ひします。

○地下参考人 ちょっと、へ理屈のように聞こえてしまつて恐縮ですけれども……（階委員「結論だけで結構です」と呼ぶ）はい。個別のやつの努

力はしません。それに代わる開示の方法をいろいろ検討してまいりたいというふうに考えてござります。

○階委員 これでは、同じ官民ファンドなのに情報開示が著しく違つて、国会の行政監視機能が果たせないということを申し上げておきます。

その上で、わざわざ例外的に開示していただきたマレリ、こちらの会社ですけれども、今日お手元の資料で五ページ目ですか、分野別の実績というのが上の方に書いています。地域活性化、競争力強化、共同ファンドということで、それぞれ金額だつたり社数だつたりまとめられた表が載っています。マレリの案件というのは、この三つのカテゴリーのうち、どこに属するんでしょうか。お答えください。

○地下参考人 地域活性化でございます。

○階委員 もう一度、四ページを見てください。これはDBJのプレスリリースですよ。見出しを見てください。CKホールディングスによる、ちよつと横文字なので読みづらいのでマレリと略します、マレリの買収に関連し、優先株式の引受け、取得を実施。MアンドAに関するお金をしています。そして、その下に、特定投資業務を活用し、自動車部品サプライヤーの国際競争力強化をサポートというふうにあります。

さつきのカテゴリーで、二番目に、競争力強化というのがありますね。こっちじゃなくて、何で地域活性化なんですか。

私は、そもそも、この競争力強化が、著しく金額及び社数において地域活性化を上回っている、

地域活性化をちゃんとやれよというのが、この場でも委員の中から出ていましたけれども、この地域活性化の数字を水膨れさせるために、無理やり押し込んだんじゃないですか。お答えください。

○地下参考人 お答えいたしました。

マレリといいますか、当時のカルソニックカンセイですね、それを地域活性化で、なお取り上げましたのは、やはり、本社が埼玉であり、主要工場が北関東及び神奈川に所在する、そういう日本の地域の企業が世界の企業、世界に飛躍する、そこに着目したというので、地域活性化ということを取り上げたものでございます。

○階委員 競争力強化に当たると言つても過言じやないような気がするんですけど、なぜ競争力強化じゃなくて、あえて、どちらかといえば地域活性化に入れているのかというのを聞いています。

○地下参考人 お答えいたしました。

地域活性化と競争力強化、両方が求められておりますので、あえて言うと、本件については両方満たしているという評価もできると考えてござります。その中で、我々、従来は、本社所在地ベ一スというのを大切にしておりまして、東京所在の会社よりも、やはり地域を守り立てたいという思いで、地域本社のところで着目させていた大いに、そういう扱いにさせていただいたという経緯でございます。

○階委員 そうしたら、トヨタに特定業務で出資とかをした場合、これは地域活性化になるという

ことですか、仮にの話ですけれども。豊田市が本社ですよね。

○地下参考人 お答えいたしました。

カルソニックカンセイの場合は、実質、本社が地方で、実質、地域に工場を持っていたと。トヨタの場合は、実際はもう既にグローバルカンパニーでございますので、そこをあえて地域扱いするというのは、ちょっと従来の運用からは違和感があるところでございます。

○階委員 いや、さつき所在地ベースと言つたから応えたんですけれども。

本当に、DBJは、説明責任を果たす気がないんですか。矛盾ばかりじゃないですか。官民ファンドを担う資格は全くないと想いますよ。少なくともここで答弁するような内容じやないですよ、今のは。社長がそういう状況で本当に責任を果たせるんですかね。甚だ疑問ですよ。

結局、地域活性化に入るか、競争力強化に入るかは、胸先三寸じやないですか。御都合主義じやないですか。その中で、多分、地域活性化に力を入れるところいう場でも言われるから、精いっぱい努力して地域活性化の数字がこれなんですよ。金額ベースだと全体の一〇%しかないんですよ。しかも、さつきのマレリは大企業ですからね。我々がイメージする地域活性化は、中小企業で、地場企業、こういったところに成長資金を投入して、世界に羽ばたいてもらうとか、もっと成長してもらうとか、それが地域活性化だと思いますよ。

地域に貢献してもらうとかね。全くイメージと違つたものを地域活性化に盛り込んで、そして、社

名が出ないからばれないだろうという意図も感じ取れます。

こんないかげんな情報開示で、社長、このまま続けるつもりですか。お答えください。

○地下参考人 お答えいたします。
いささか分類が恣意的ではないかという御指摘だと思います。

ただ、これは、私どもとして、恣意的に考えたとか隠蔽の意図は全くありませんで、特に、これは第一期の事業でございましたので、競争力強化と、やはり地域を守り立て、やはり我々にとつては実はカルソニックカンセイは地方企業という認識でございます。透明性が不透明だとか、もしくは指針を明確化というのであれば、主務省である財務省とも協議しながら、そういう部分を運用にどう盛り込めるかというのを検討してまいりたいと思います。

○階委員 結局、社名も金額も明らかにしていいのに、そこを運用を変えましたと言つても、検証するすべがないんですよ。無意味なことは言わないでください。

それで、特定投資業務には、先ほど来議論があるとおり、公的資金とDBJさんの資金が一対一で使われるということになっていますが、一対一で使われるというのは法的な規定に基づくものでしようか、どうか。これは、寺岡さん、お答えください。

○寺岡政府参考人 特定投資業務の特徴として、産投、財政投融資……（階委員「結論だけ。一対一は法的規定かどうか」と呼ぶ）産投からお金を

受け入れることで財務基盤を強化してございます。その際のルールは、事業量のうち、いわば半分それを入れるというルールになっているということをございます。

○階委員 そのルールは法律の規定に基づくものかどうかということを聞いています。お答えください。

○寺岡政府参考人 指針で定めてございます。

○階委員 財務省令なんですよ。ですから、別に一対一にこだわる理由はなくて、いつでも変えられる、変えようと思えば変えられるんですよ、財務省において。

それで、先ほど来言っている情報開示の不透明性とか、あるいは区分の恣意性とか、今指摘しただけでもいろいろな問題が出てくる中で、ほかの官民ファンドと違う扱いを私どもはしなくちやいけない。普通の官民ファンドだったら一対一でいいかも知れませんが、ここについては、DBJも金融機関として資金調達力も運用力もあるわけですから、一対一ではなくて、これを、大幅に公的資金の割合を減らすということを検討していくのではないかと思います。

○階委員 結局、社名も金額も明らかにしていいのに、そこを運用を変えましたと言つても、検証するすべがないんですよ。無意味なことは言わないでください。

それで、特定投資業務には、先ほど来議論があるとおり、公的資金とDBJさんの資金が一対一で使われるということになっていますが、一対一で使われるといふことは法的な規定に基づくものでしようか、どうか。これは、寺岡さん、お答えください。

○加藤国務大臣 まさにリスクマネーの供給といふのはどのくらいのことが必要なのかということなんだろうと思います。端的に言えば、やはりあるべき姿は、それも含めて、民間において、民間金融機関あるいは民間投資家等においてなされる、これを我々は目指していくかなきやならない。そう

いった意味で、今回も时限でお願いをさせていただいているわけであります。

その上で、今御指摘のあった、どのぐらいの割合にしていくのかというのは、まさにそれはリスクマネーの供給としてどういったものが求められていくのか、それとの関わりの中で、現時点では、たしか原則としてなったと思いませんけれども、五対五ということをベースに運用がなされているものと承知しています。

○階委員 まず押さえておくべきは、法律上は一対一などとはどこにも書いていない。その上で、財務省令の中では、おおむね一対一というふうにもなっています。これは可変的なものであって、私は、今日の答弁を聞いていると、一対一にこだわる理由は全くない、これは即座に見直しを検討すべきだと思います。大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 おっしゃるよう、五対五とか、それに絶対でなければならぬということはないんだろうと思います。ただ、五割を超えるということになると、やはり民間との問題があるということでおおむね五割ということを考えているんじゃないのかと、私自身は理解をしているところであります。

その上で、先ほど申し上げた、現下におけるリスクマネーの供給といった観点から、どのぐらい国がそれを支援していくべきなのか、こういった観点から議論されるべきものと認識をしています。

○階委員 見直す気は今のところないということを伺つてよろしいですか。

○加藤国務大臣 今回の議論の前提としてお願い

しているのは、現行の、今、財務省令とお話をありました。それをベースとして運用すること、これを前提に今回の法案もお願いしているという

ことでございますが、ただ、未来永劫こうでなきやならないというものではないというの、御指摘のとおりだと思います。

○階委員 現時点では見直す気がないという趣旨の答弁でした。

その上で、私は、この特定投資業務、さつきも、商工中金の例とか日本政策金融公庫の例を挙げましたけれども、様々なモラルハザードが起これり得るんではないかと思っています。

さつきのマレリですけれども、破綻していますが、まだ企業としては民事再生手続によって事業を継続中なんですよ。事業継続中のマレリとDBJさんは取引していますよね。その取引はどのようなものか、そして、その取引はどういう経緯で始まつたのか、お答えいただけますか。

○地下参考人 お答えいたします。

マレリに投資したのは、ちょっと正確な記憶があれですけれども、二〇一五年の五月ぐらいだつたと思います。

実際として、統合が始まる前にコロナが起きまして、コロナショックになりました。したがいまして、将来想定していた人の行き来、まず、カルソニックの方が生産能力をヨーロッパのマレリに伝えて生産力の向上を図る、そこがまず頓挫してございます。あと、ひいては、車の売れ行きが世界的に冷え込みましたので、部品メーカーであるマレリも非常に売上げが減り、一般的にコロナで苦

しんでいた企業と同じ状況の資金繰りの問題が生じました。なので、その資金繰りを支えるために、私どもが融資をしたという経緯がございます。

その後、一旦回復したんですけども、今度は半導体不足というものに対する、車の生産能力、生産台数が減りまして、売上げがまた減つてしまい、結果、私的整理をトライしましたけれども、外資系金融機関の反対等により法的整理に至つたというものでございます。

なので、法的整理でございますので、あとは裁判所の手続の中で、まず株式の方から消却されていきますので、特定投資で出した株式は消却し、融資の方は、いわゆるほかの協調融資行との、均等ですね、へんぱ弁済にならない均等な扱いの中で一部が残存した、そういう経緯でございます。

○階委員 いろいろ御説明をいただきましたけれども、二〇一五年五月から取引を開始されているということですから、特定投資業務で出資する前から取引があつたということですよね。

その上で、先ほど指摘したとおり、特定投資業務によって三百三十二億、損が出た。半分、百六、七十億は公的資金です。国民の負担です。その損は出ているにもかかわらず、自らが、政投銀、DBJが行つてきた取引については、債権カットはあつたでしようけれども、なお取引は続いている。これは利益相反のような気がするんですね。

私は、公的資金を犠牲にして、自分たちのプロパーの取引の利益を図ったと言わてもしようがないんじゃないかと思うんですが、この点、いかがですか。

○地下参考人 先ほどの答弁の修正で、マレリへの投資は二〇一九年の五月でございました。一五年と申し上げたようで、修正いたします。

実は、融資が先にあつたわけではなくて、一遍、カルソニックカンセイという会社は、昔々は取引がありましたけれども、その投資の段階では融資の残高はございませんでした。その後、むしろ、どちらかというと、我々の融資は、会社を継続させるために融資をしましたので、金融行為としては、特定投資を守るために融資をした。あわせて、毀損しておりますので、むしろ、追加の融資分としては、我々としては元本を毀損して損をしているというふうに考えてございますので、我々が融資の便益を図るために特定投資を犠牲にしたのではなくて、特定投資を生かすために融資をし、それが手続の中で減債して、損失も生じてしまったと。

何か、金融機関としては追い銭を出したのではないかというそりはあるかもしれませんけれども、かように、私どもとしては、特定投資の持続性というものを重視した取組であつたと考えてございます。

○階委員 最初、二〇一五年五月というふうに聞いたものですから、ちょっと議論の前提が変わつてしましました。そこはちゃんとした答弁をしてください。

その上で、今回の官民ファンドの最大のモラルハザード、これは、特定投資業務が、要は、資料でいいますと、六ページ目を見てください。特定投資業務、下線を引いているところ、会社はとい

うのはDBJのことですよね、その目的を達成するため特定投資業務を行うということで、目的が達成されない限り、特定投資業務は続け得るということが書かれているわけです。

今回も、この法案を提出する前に、何か、勉強会で、特定投資業務を続けるべきかどうか有識者に議論してもらつたということなんですが、そこで言われていることというのは、要は、一定の成果は出ているけれども、まだまだ道半ばだから続けるということなんですよ。成果が中途半端であれば、いつまでも続けられるんですね。

人々、この特定投資業務は二〇一五年に始まって、时限的なものだ、五年間だと言つて始まつたものが、二〇二〇年、コロナということもあり、延長がされました。そして、そのときも、时限性だから五年間と言つていたわけですね。今回は、时限性と言つていたものが再延長ですよ。しかも、業務完了の期間は二〇四一年の三月末です。相当先ですよね、时限性と言いながら。

これが二〇四一年まで延びることによって、もう一つのモラルハザード、その間は完全民営化は先送りできるということなんですね。なぜそうかといえれば、特定投資業務をしている間は、政府はDBJの株を五〇%以上持たなくてはいけないという規定があるからです。

非常に、DBJにとつては一粒で二度おいしい。サボればサボるほど、特定投資業務で公的資金は入つてくる。そして、サボればサボるほど、完全民営化の時期は遅れて、市場競争にさらされないで済む。こんなモラルハザードが、この特定投資

業務の延長によつて生じている。

私は、このことについて、もつと真摯な反省をして、本来だつたら时限的でもうとつくに目的を達成して終えていかなくてはいけないものをこれからも続ける、そして、それによって完全民営化の時期もうんと先送りされる、このことについての真摯な反省があつてしかるべきだと思いますよ。

○地下参考人

お答えいたしました。

完全民営化ないし民営化の方向性というのは重々承知しております。私も社長として、法に基づき、定款に基づき、執行責任が十分あると思っております。

ただ、一点、特定投資が未達だから延びたというのは、多分、恐らく、私どものパフォーマンスが悪ければ、逆に、こういう場で、もう延長しない方がいいんじゃないかということで認識しておりますので、私どもとしては、与えられた期間の中で、皆様に御評価に堪える実績を出すということが仕事で、同時に、呼び水効果等で、ないしは共同ファンドを通じてそういう市場をつくることに寄与していくということだと思います。

そういうところが評価されなくなつた場合は、あなたはもう特定投資やらない方がいいよというふうに認識してございますので、そういう意味で、特にサボタージュして完全民営化の時期を延ばすという意図はございません。

○階委員

ですから、この勉強会でも指摘するとおり、ほどほどの成果を上げて、一方では成果が出ないからやめろと言われないようにしつつ、一

方ではまだ道半ばだと言つて先送りするというようなモラルハザードになるんじやないですかといふことを言つておられるわけですよ。DBJさん、優秀な人が多いから、その辺のさじ加減は上手でしょう。幾らでもそのような経営はできるでしよう。私はそれがモラルハザードだと思いますよ。

金輪際、再延長をお願いすることはないということをこの場で言えますか。地下社長、いかがですか。

○地下参考人

お答えいたしました。

決してそういうさじ加減をやつているものではなくて、我々としては、法律、定款、あと求められた特定投資の期限を切つた目的、それを一生懸命果たしているつもりでございますので、そんなに絶妙なさじ加減はやつておりますし、先ほど冒頭説明したように、一般的の案件の相談の中で、特定投資の要件を満たすものは全てそちらに振るという運用をしてございますので、全力を尽くしているということで御認識いただければと思います。

○階委員 結局答えていないじゃないですか。

これからも再延長、再々延長か、起こり得る、あります、それをDBJとしては否定しないということですね。よろしいですか。

○地下参考人

私どもDBJとしては、国からの委託に応えられる組織でありたいと思っておりままでの、委託に値するかどうかは、御判断いただくのは先生方だと認識してございます。

○階委員 我々は、时限的なものだから、すぐ

すよ。それが延長のみならず、再延長になつていてる。このことについてD B J側としてはこれからどうしようと考えているのかということを聞いているわけです。再々延長は絶対に起きないよう、ちゃんと特定投資業務、目的を果たせるように全力を尽くす、そして、それに対応して責任を負うというふうに言えますか。

ているということは、そもそも完全民営化はやる気がないということなんですよ。そのことを指摘させていただきます。

そして、完全民営化の手前に、現段階でも五〇%までは株が売れるという状況にあるわけです。先ほど水沼委員も指摘したとおりなんですが、大臣の答弁を聞いてみると、まだ五〇%までを売

過ぎるんじゃないですか。

前回の延長法案の附帯決議のときに、二番ですね、政府の保有株式については、特定投資業務で保有すべき株式を除き、目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、で

きるだけ早期の売却に努めとか書いていますよね
五年近く前の附帯決議、これを守るのであれば
もうその五〇%までの部分は売る体制を整えてい

○加藤国務大臣 そのことに対するお答えをさせないとか難しいでしょう。なぜ何もしてこなかつたんですか、お答えください。

ていただきたいんですが、その前提として、今回期限の延長をお願いしているのはむしろ私ども政府であり、政府からD B Jに特定投資業務という形で、今一つの共合（ハーフ・ゼミー、ミル）

形でリスクマネーの供給をいわば保証する
願意をしている、そういう関係でありますから、
D B JはD B Jとして努力をしていただくとともに
に、我々としては、こうした形、要するに国が関
委託をお

与する形ではなく民間ベースにおいてしつかりりスクマネーが供給できる状況、環境をつくつていく、それに向けてまずは全力で取り組んでいきた

いというふうに思つております。

その上で、今委員御指摘の民営、株式売却の話であります。

法律上、この期間であっても二分の一以上持て
ということになりますから、それに近いところまで売却することは可能であるというのは、法文上
解釈であるんだろうと思います。

その上で、売却に当たっての考え方がそこに示されているわけでありますので、我々は、それも踏まえながら、国会での附帯決議をいただきまして、それに向けて引き続き努力をしていきたないと考えております。

完全民営化を目指すのであれば、この代表取締役の変遷、見ていただくと分かるとおり、民間出身者が、二〇〇八年、今のD B Jができたときの社長さんは民間でした。その次も民間の社長さんでした。その後プロパーになつた、これはいいと思うんですが、プロパーになつた後、財務省の出身者が入ってきて、会長というポストが新たに平成三十年から設けられ、副社長で入つた元財務事務次官の方が会長に昇進しているというのが二代続けて行われているわけです。

これは完全民営化の方針と整合するんでしよう
か、地下社長、お答えください。

人事につきましての原案は、現在というか、歴代、社長が原案を作成し、人事評価委員会というアドバイザリー・ボードのメンバーを主たるメン

バーとする外部の有識者にお諮りして選定をしております。したがいまして、完全民営化の方向の中で有為な人材の方に取締役に就任していくただいるというふうに認識しておりますので、民営化に逆行するとは考えてございません。

○階委員 人事が完全民営化の方向性と逆行しているというふうに私は捉えます。

今日はこれで質問を終わりますけれども、要するに、特定投資業務をいつまでも延ばして完全民営化を先送りしようとしているんじゃないかという疑念も拭えませんでしたし、そもそも官民ファンドをD.B.J.に任せていいかという疑念も深まる一方でした。そのことを最後に申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。